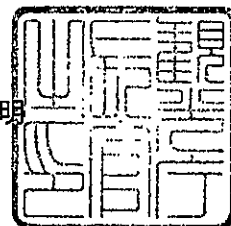




観観産第153号
平成21年7月16日

(社) 全国旅行業協会
会長代行 木村 茂男 殿

観光庁長官
本保 芳明



旅行業法及び関係法令の遵守について

今般、観光庁登録の旅行業者5社が、岡山市所在の市立中学校の修学旅行について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、そのうち3社に対し公正取引委員会による排除措置命令が行われたところである。

観光庁では、従来より、旅行業務の適正な運営の基本として、旅行業者に対し、旅行業法のみならず関係法令を遵守するよう指導してきたところであるが、5社が行った行為は、旅行業法の目的のひとつである旅行業務に関する取引の公正の維持にもとるものであり、旅行業者及び旅行サービスに対する信頼確保を図ることが重要な課題となっている中で、旅行業界全体の信用を大きく失墜させるものである。平成11年には、大阪府の府立高等学校及び私立高等学校の修学旅行について、今回と同様、同法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、同委員会より勧告審決の処分を受けていたにもかかわらず、再びこのような事態に至ったことは極めて遺憾である。

については、貴協会においても、このような事態の再発防止はもちろんのこと、旅行業法及び関係法令の遵守による旅行業務の適正な運営確保に遺漏なきよう、傘下会員に周知徹底されたい。